

対象物の絞り込みの流れ

1. 洗い出した対象物を発生段階に着目して「廃棄物等」と「使用済み物品」に区分

2. 区分ごとに処理過程のどの段階で保管されるのかを整理

3. 対象物ごとに、どの段階の保管で重大事案化するおそれがあるのかを、「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理

4. 対象物の絞り込み(整理表)

1

対象物の区分

【洗い出しの観点】(第1回検討会議)

多量に発生する廃棄物

無機性汚泥
有機性汚泥
家畜ふん尿
動植物性残渣
木くず
がれき類
ガラス・コンクリート
・陶磁器くず
廃プラスチック類

有価物か廃棄物かの判断が難しいもの

廃棄物进行处理したもの
(市場性が乏しいもの)

堆肥原料
木くずチップ

製品としての使用を終了したもの

タイヤ
プラスチック製品
金属製品 等

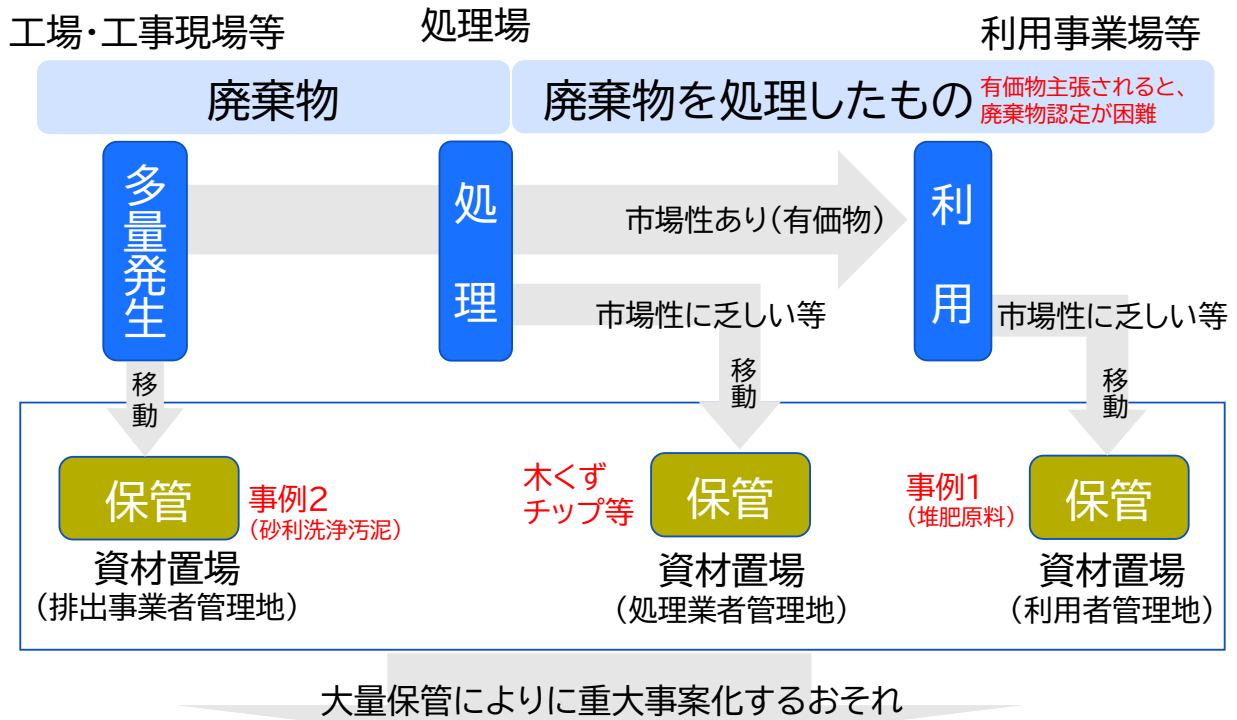
処理

【発生段階での区分】

廃棄物及び廃棄物进行处理したもの(廃棄物等)

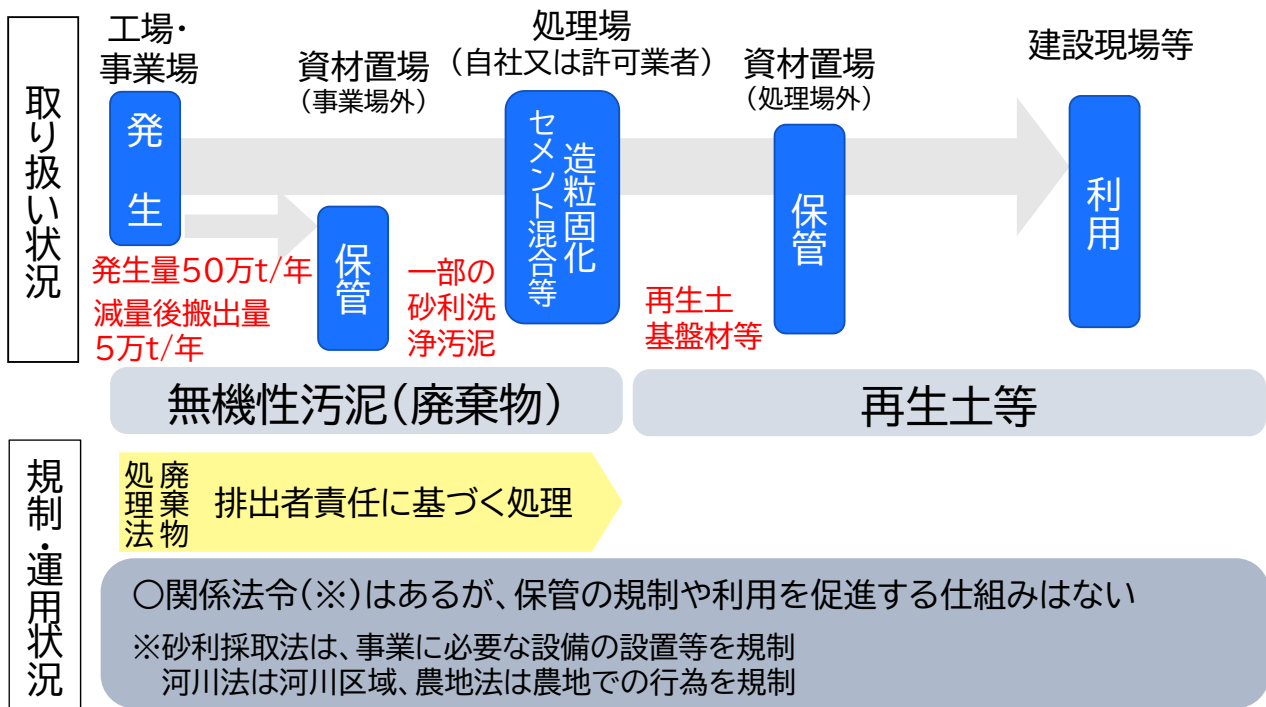
使用済み物品

「廃棄物等」の処理過程における保管



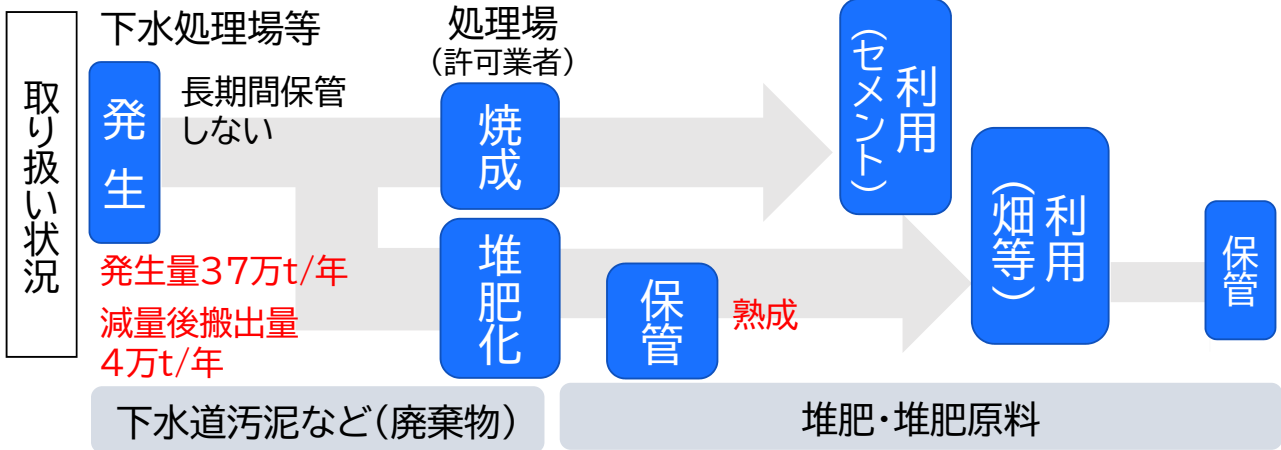
対象物ごとに「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理

無機性汚泥(砂利洗浄汚泥など)



一部の汚泥は排出事業者による保管が長期化し、処理が進んでいない。再生土等の市場が乏しいことや、移動や保管場所を把握する仕組みがないことから、重大事案化するおそれがある(第1回検討会の事例2)

有機性汚泥(下水道汚泥など)



規制・運用状況

下水道法 下水道管理者の責務
 ・汚泥等の適正処理義務
 ・地方公共団体が下水道管理者として管理

廃棄物処理法 排出者責任に基づく処理

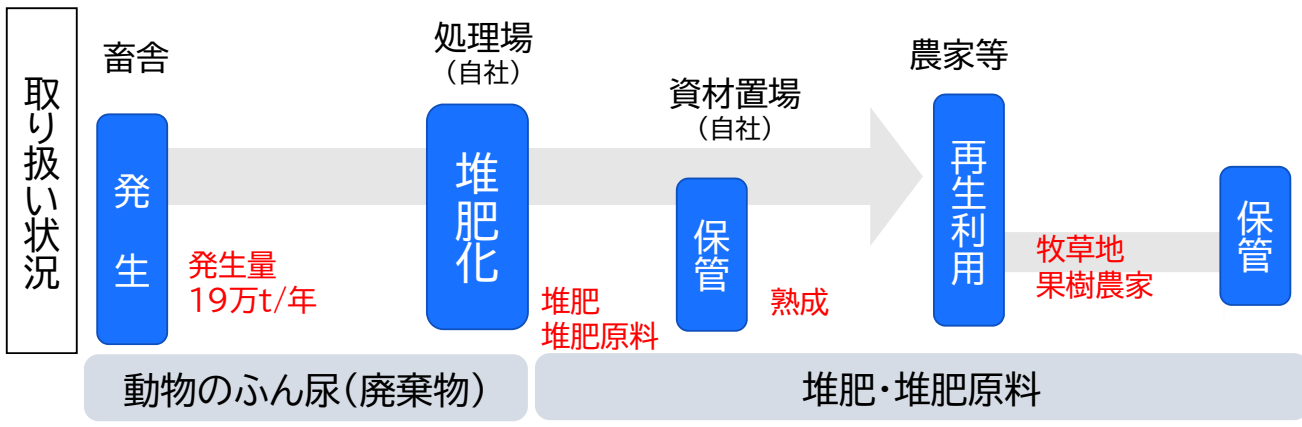
○関係法令(※)はあるが、保管規制や利用促進の仕組みはない

※肥料の品質の確保に関する法律
 生産、販売をそれぞれ国、県に登録

堆肥・堆肥原料の移動や保管場所を把握する仕組みや、利用を促進する仕組みがないことから、重大事案化するおそれがある(第1回検討会の事例1)

5

家畜ふん尿



規制・運用状況

排せつ物法 家畜管理の適正化
 ・畜産農家に処理・保管に係る基準の遵守を義務づけ
 ・県は巡回指導を行い、管理状況を確認

廃棄物処理法 排出者責任に基づく処理

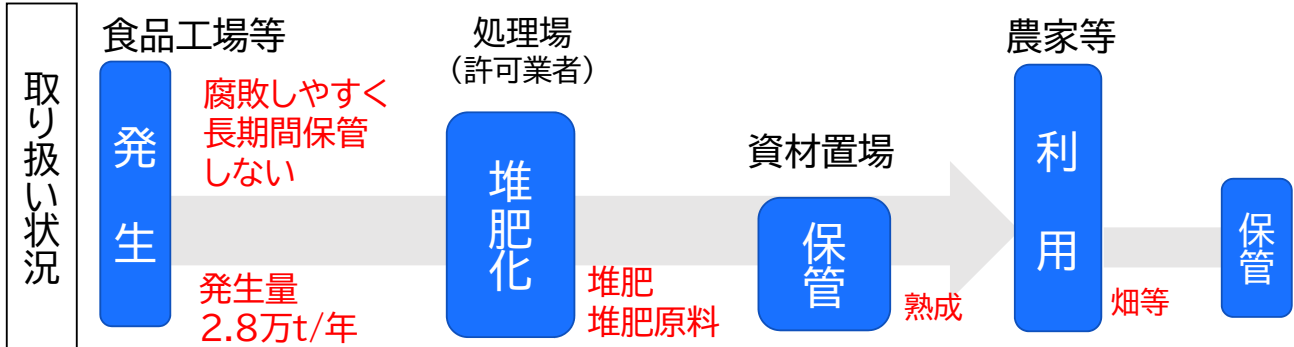
利用促進

- ・県が計画を策定
- ・堆肥需給のマッチング

利用までの切れ目ない規制と、施策的な利用の創出により、重大事案化するおそれが高い

6

動植物性残さ



動植物性残さ(廃棄物)

堆肥・堆肥原料

規制・運用状況

食品関係事業者の役割
 ・発生抑制、再生への取組
 ・多量発生事業者の国への報告

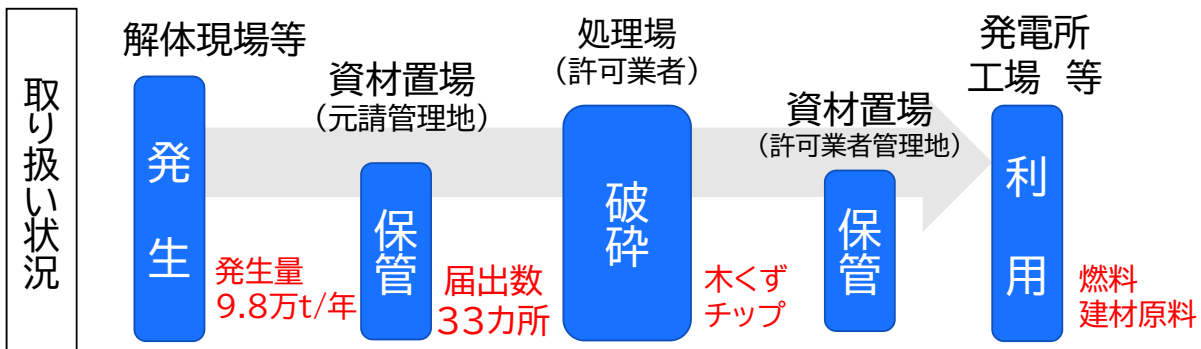
排出者責任に基づく処理

肥料等を行う事業者の登録制度
 ・再生利用計画の認定制度

○関係法令(*)はあるが、保管規制や利用促進の仕組みはない
 ※肥料の品質の確保に関する法律
 生産、販売をそれぞれ国、県に登録

堆肥・堆肥原料の移動や保管場所を把握する仕組みはなく、利用を促進する仕組みが十分でないことから、重大事案化するおそれがある(事例1)

木くず



木くず(廃棄物)

木くずチップ

規制・運用状況

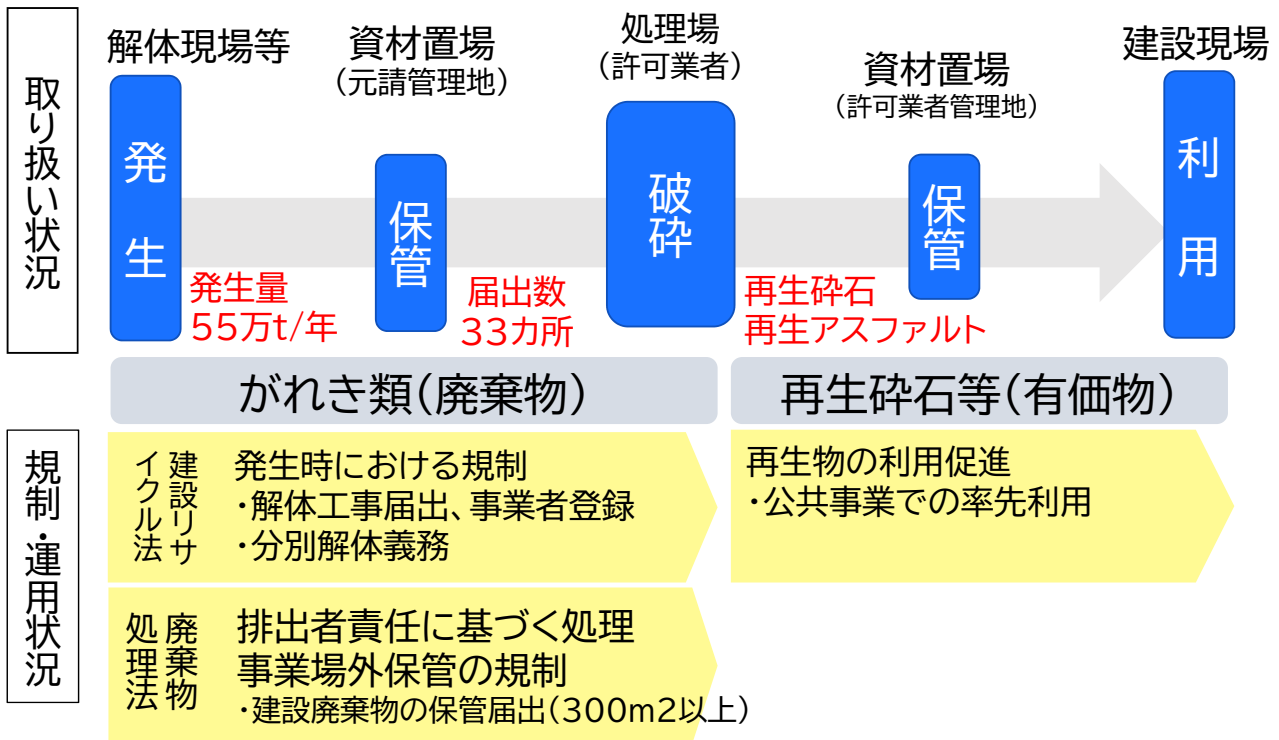
発生時における規制
 ・解体工事届出、事業者登録
 ・分別解体義務

排出者責任に基づく処理
 事業場外保管の規制
 ・建設廃棄物の保管届出(300m²以上)

一部の再生物の利用促進
 ・公共事業での率先利用
 (木質ボード等)

木くずチップについて、燃料等の需要変動により保管が長期化して重大事案化するおそれがある

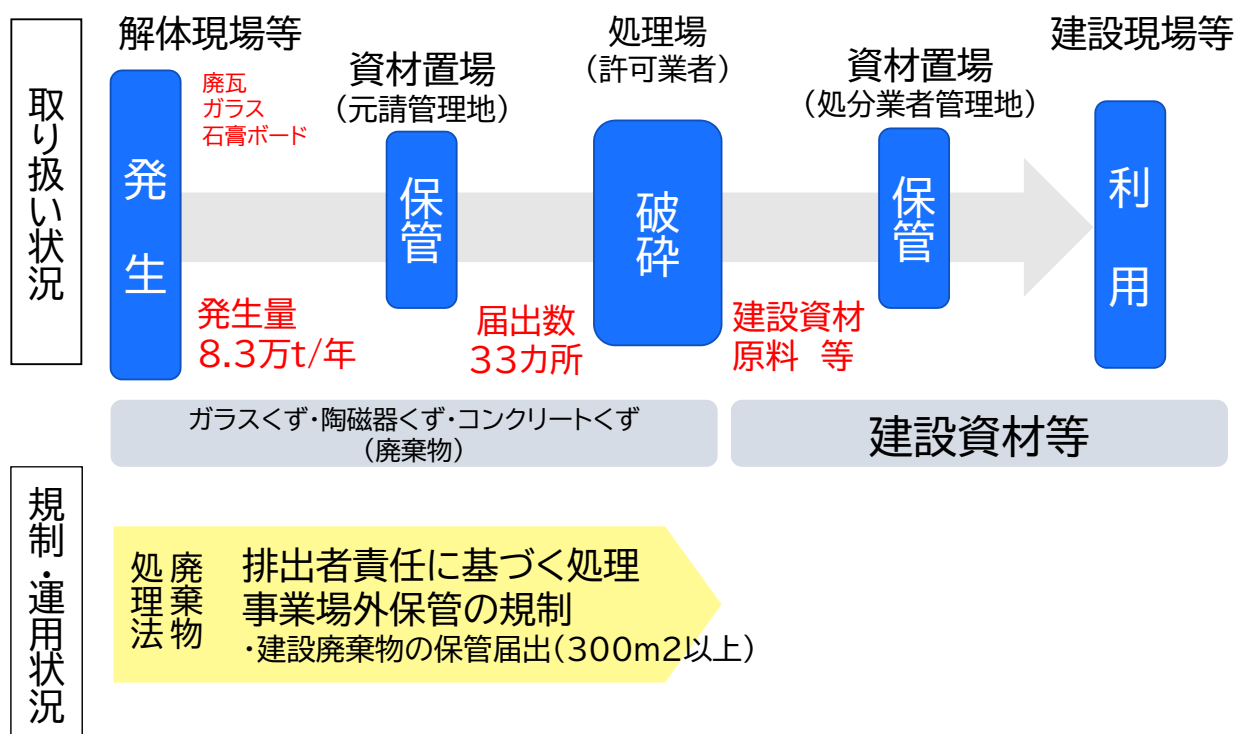
がれき類



利用までの切れ目ない規制と、再生砕石等の施策的な利用の創出により、重大事案化するおそれが低い

9

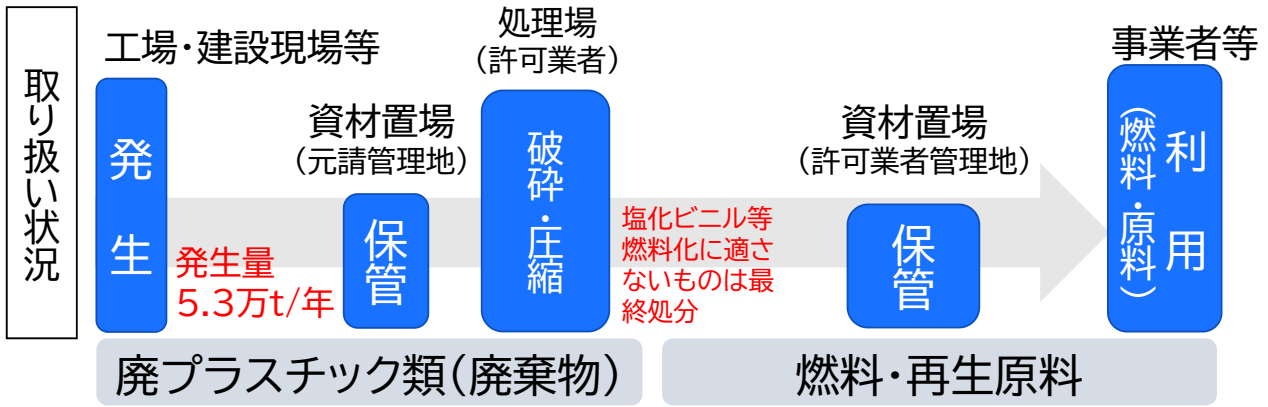
ガラスくず・陶磁器くず・コンクリートくず



建設資材等の市場性が乏しく、保管が長期化して重大事案化するおそれがある

10

廃プラスチック類



規制・運用状況

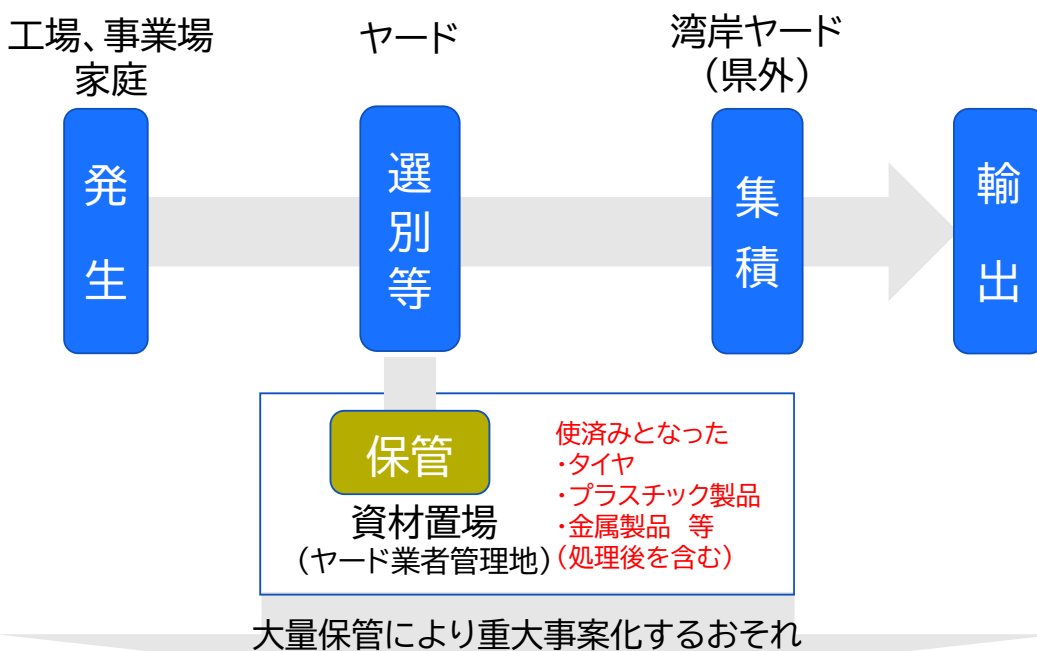
資源循環による適正処理促進
 プラスチック資源循環促進
 ・プラスチック使用製品の設計指針
 ・製造事業者等の自主回収・再資源化
 ・排出事業者の排出抑制・再資源化

排出者責任に基づく処理
 事業場外保管の規制
 ・建設廃棄物の保管届出(300m²以上)

固形化燃料への保管基準の適用
 発火等を防止するための措置

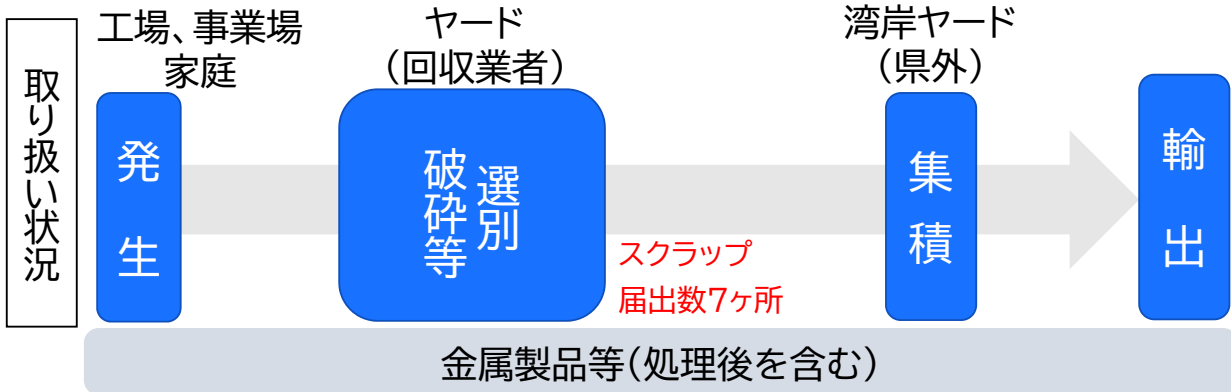
燃料・再生原料は、外国政府による輸入禁止措置により輸出が滞り、大量保管されるおそれがあるが、移動や保管場所を把握する仕組みはなく、重大事案化するおそれがある

「使用済み物品」の処理過程における保管



対象物を「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理

使用済みタイヤ、プラスチック製品、 金属製品等(処理後を含む)



規制・運用状況

使用済み電化製品等(※)の保管・処理の適正化

廃棄物
 処理法

 ・届出、保管・処分に係る基準の遵守を義務づけ
 ・県は随時、監視パトロールを実施
 ※電動ミシン、電子レンジ、電気アイロン等

使用済み電化製品等は保管基準等があるがその他の物品には基準がなく、また、外国政府による輸入禁止措置により輸出が滞り、大量保管されるおそれがあるが、移動や保管場所を把握する仕組みはなく、重大事案化するおそれがある

13

対象物の絞り込み(整理表)

		廃棄物等		使用済み物品 (廃棄物以外)
絞り込み の結果	対象物	・汚泥(無機、有機)、 ・ 家畜ふん尿 ・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ・廃プラスチック類	・動植物性残渣 ・木くず ・ がれき類	・使用済みタイヤ ・使用済みプラスチック製品 ・金属製品 等
	行為	排出事業者による産業廃棄物の事業場外への 移動や保管	中間処理業者や利活用者等による中間処理後物の 移動や保管	<u>回収業者による保管・処理</u>
重大事案化 のおそれの 観点	排出事業者による行為は把握が困難	一旦処理された物は、有価物主張されると、廃棄物認定が困難で、重大事案化するおそれ	保管に係る基準はなく、指導困難 廃棄物認定が困難で、重大事案化するおそれ	